

第50回和光市駅北口土地区画整理審議会 議事録

令和8年2月16日（月）

駅北口まちづくり事務所会議室

第 5 0 回 和 光 市 駅 北 口 土 地 区 画 整 理 審 議 会			
開 催 日	令和8年2月16日(月)	開会時間	10時00分
会 場	駅北口まちづくり事務所	閉会時間	11時00分
委員の出欠	出席	欠席	事務局
	1番 井口末男 2番 田中義久 3番 齊藤秀雄 5番 石田良子 6番 柳下和美 7番 富岡征四郎 8番 大橋利喜夫 9番 清水加奈子	4番 和田正夫	都市整備部長 福田順一 都市整備部次長 渡邊宗臣 駅北口まちづくり事務所 所長 柳下三佐男 所長補佐 内田竜也 統括主査 野本大輔 統括主査 山崎恭兵 主査 児島聡 主事補 堤日菜乃
議 案	(1)令和7年度工事・使用収益開始の進捗状況及び保留地の処分方針について(報告) (2)事業計画変更(第3回)手続の進捗状況について(報告) (3)換地設計基準及び換地設計の変更について(説明) (4)仮換地指定について(報告)		

田中会長

ただいまから、第50回和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理審議会を開催いたします。

はじめに、会議の成立要件の確認をいたします。事務局に本日の出席委員数の報告を求めます。

事務局(柳下)

ご報告いたします。和田委員から欠席の申し出がありましたので、本日の出席委員数は8名でございます。

田中会長

報告のとおり、本日の出席委員数は8名でございますので、会議が成立していることを確認いたしました。

次に、議事録署名委員の指名でございますが、本日の署名委員は、議席番9番の清水委員と議席番号1番の井口委員にお願いいたします。

それでは、これより会議を始めます。本日の議題は4件でございます。

議題(1)は、令和7年度工事・使用収益開始進捗状況及び保留地処分の方針について(報告)

議題(2)は、事業計画変更(第3回)手続の進捗状況について(報告)

田中会長

議題(3)は、換地設計基準及び換地設計の変更について(説明)

議題(4)は、仮換地指定について(報告)です。

議題(1)から議題(3)は個人情報を含まないため公開とし、議題(4)の「仮換地指定について」は権利者の個人情報を含むものですので、非公開で行いたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

田中会長

異議なしと認め議題(1)から議題(3)については公開、議題(4)については、非公開とすることに決しました。

なお、前回審議会にてご意見のあった「用途地域の変更」については、本日の予定議題が全て終了した後に、事務局より説明がございました。

つづきまして、土地区画整理審議会の傍聴に関する取扱要領第3に基づく傍聴者は、現在3名でございます。

これより傍聴者に入場していただきます。

(傍聴者入場)

田中会長

傍聴の皆様にご説明します。

本日の審議会は、4件を議題としております。このうち議題(4)の「仮換地指定について」は、個人情報が含まれることから、審議会の議決において、非公開と決しております。

議題(1)から議題(3)のみ公開となりますので、ご了承ください。それでは開会に先立ちまして、都市整備部長よりご挨拶をお願いします。

福田部長

皆様、こんにちは。都市整備部長の福田でございます。開会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

本日は「第50回和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理審議会」にご出席いただき、誠にありがとうございます。ご多用のところ、委員の皆様にお集まりいただきましたことに、心より御礼申し上げます。

事業計画変更に関する現在の状況につきましては、委員の皆様のご協力のもと、手続きを進めているところでございます。皆様には改めて感謝申し上げます。

本日の審議会では、議事次第にもありますように、事業全体の進捗状況に加え、事業計画変更認可に関する手続きの状況や、今後予定している手続きについてもご説明いたします。市といたしましては、引き続き適切に事務を進めるとともに、関係機関と連携しながら、事業の着実な推進に努めてまいります。

結びに、今後とも、区画整理事業への変わらぬご支援とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。ありがとうございました。

田中会長

ありがとうございました。それでは、本日の次第に沿って進めさせていただきます。議事に入る前に事務局より本日の資料の確認がございました。お願いします。

事務局（堤）

事前にお配りした資料は、3種類です。

「議事次第」が1枚

資料1-1が「令和7年度の工事について」

資料1-2が「使用収益開始の状況及び保留地の処分方針について」になります。

また、本日机上に置かせていただいた資料は、6種類です。

資料1-2参考資料「使用収益開始箇所図」

資料2が「事業計画変更（第3回）手続の進捗状況について」

資料3が「換地設計基準及び換地設計の変更について」

資料3参考資料「換地設計基準（第1回変更案）」

資料4-1が「仮換地指定に関する調書（施行者限りの処理）」

資料4-2「仮換地指定図」になります。

資料1-2参考資料『使用収益開始箇所図』につきましては、これまでの審議会においては事前に配布し、そのままお持ち帰りいただいております。しかしながら、昨今の個人情報保護に関する対応強化の流れを踏まえ、今回より回収させていただくことといたしました。以上、全ての資料はお揃いでしょうか。

田中会長

それでは、議事をはじめます。

議題（1）『令和7年度工事・使用収益開始状況及び保留地処分の方針について』です。

なお、工事に関する報告と、使用収益開始および保留地処分方針に関する報告の間に質疑応答の時間を設けております。ご質問がある場合には、その際にお願いたします。

それでは、事務局より報告を開始してください。

事務局（山崎）

工事担当山崎です。よろしくお願いたします。それでは、令和7年度の主な工事箇所について説明させていただきます。配布資料の2をご覧ください。こちらの図面は「令和7年度工事予定箇所図」で、街路築造、及び宅地造成工事を予定している箇所を表したものになります。資料と併せて正面のスクリーンでご確認ください。

図面の見かた・凡例としまして、

ピンク色の塗りつぶし箇所は、令和7年度施工予定の街路築造になります。

ピンク色の網掛けの箇所は、令和7年度施工予定の宅地造成になります。

薄橙色の箇所は、現在の道路や通路を表しています。

青色の塗りつぶし箇所は、過年度に施工した街路築造になります。

青色の網掛け箇所は、過年度に施工した宅地造成になります。

それでは今年度の主な工事箇所につきまして、図面上の丸付け数字のところから、順番に説明させていただきます。

まず地区の西側、図面上の「①」として示されている工事箇所について。北口駅前

事務局（山崎） 線の街路築造工事になります。整備予定区域内にある建物等の解体が完了したため、街路築造工事の部分整備 20m に着手しており、現在施工中です。

次に図面上の「②」と示されている工事箇所について。北口駅前線・特 1-1 号線の歩道等の街路築造と、ライフライン（上下水道）の埋設工事、及び、隣接する 7 街区の宅地造成工事を予定しております。

次に図面上の「③」と示されている工事箇所について。区 12-1 号線の下水道工事・仮設水道管工事の整備を予定しております。

なお、本体工事である、区 12-1 号線街路築造工事については、来年度に着手する計画となっております。こちらについては、現在、発注準備をしております。

次に図面上の「④」と示されている工事箇所について。区 8-2 号線の街路築造工事の部分整備を予定しております。

続きまして、地区の東側、図面上の「⑤」と示されている工事箇所について。宮本清水線の歩道を含む街路築造と、ライフライン（上下水道）の埋設工事、及び、隣接する 17 街区の宅地造成工事を予定しております。こちらについては、現在、発注準備をしております。

次に図面上の「⑥」と示されている工事箇所について。21 街区の宅地造成等の工事になります。造成工事等に着手しており、現在施工中です。

令和 7 年度の主な工事箇所については以上となります。

これまで、ご説明させていただきました丸付数字部の詳細については図面右下の工事件名及び工事概要欄をご覧ください。説明は以上になります。

田中会長
齊藤委員 令和 7 年度工事箇所に関する報告が終わりました。ご質問等はございませんか。

ピンク色で示されている箇所が令和 7 年度の施工予定区間とのことですが、③は、区 12-1 号線という道路に関する工事であるにもかかわらず、仮換地の宅地の一部にもピンク色の塗りつぶしが掛かっているように見受けられます。これはどのような意味を持つのでしょうか。

事務局（山崎） 仮換地の宅地の一部に色が掛かっている部分については、もともと既存道路である妙蓮寺通りがあった場所に該当します。この区間には、従前から使用されていた上下水道管が埋設されているため、今後の造成工事や新設の上下水道工事を実施するにあたり、既存管の撤去作業が必要となります。その作業範囲を示す目的で、当該部分に色付けを行っています。

齊藤委員 わかりました。ただし、③の箇所については「区 12-1 号線のライフライン敷設工事および街路築造他工事」と記載されていたため、道路と直接関係のない部分まで着色されていると、分かりづらいように思います。

この部分の最終的な仕上がりがどのような形になりますか。

事務局（山崎） 今年度の工事の終了の形は、該当地の道路を作らせていただいて終了となります。

事務局（山崎） 宅地となる部分については、もともと道路であった箇所の舗装を撤去し、更地の状態に仕上げる予定です。

齊藤委員 将来的に宅地としての整備が完了するのはまだ先になるにもかかわらず、現時点でピンク色に着色する必要があるのでしょうか。

事務局（山崎） はい。妙蓮寺通りがまだある状態で、実際の作業箇所となる為、塗る必要があると考えております。

齊藤委員 今年度中に工事は終了しますか。

事務局（山崎） 現状、工事がやや遅れている部分はありますが、今年度中の完了を見込んで作業を進めています。

齊藤委員 わかりました。

田中会長 他にご質問はありますか。

それでは、引き続き「令和7年度使用収益開始状況及び保留地処分の方針について」報告をお願いします。

事務局（堤） 換地担当の堤と申します。よろしくお願いいいたします。

それでは、資料1-2の使用収益開始の状況及び保留地の処分方針について説明させていただきます。着座にて失礼します。

使用収益開始率の状況ですが、前回審議会までの使用収益開始率は33.40%でした。今回までに新たに4宅地で使用収益が開始されまして、合計で使用収益開始率は34.95%となっております。

なお、使用収益開始された画地の場所につきましては、委員の皆様にものみお渡ししている使用収益開始箇所図にてご確認ください。

本資料は令和8年1月31日時点の情報で作成させていただいておりますが、2月1日以降に新たに使用収益開始を行っている画地が複数箇所あり、本日時点での使用収益開始率は35.09%となっております。最終的な今年度の使用収益開始率は、37%前後となる見込みで、現在作業を進めております。

それでは続いて、保留地の処分方針について、ご報告いたします。

資料は、別紙「保留地処分について(15街区22画地)」A3の資料になります。

今回処分方針の決定を行ったのは、地区西側15街区22画地です。スクリーンにて提示している図面内にて、黄色に色塗をされた画地が該当地となります。面積は36㎡でございます。

通常の保留地であれば、造成工事及び周辺道路やライフライン等の整備が整い次第、公売にて売却を行うところではございますが、本保留地は100㎡未満の狭小の宅地であるため、和光市駅北口地区 地区計画により、当該保留地単独で建物を建てる事が出来ない土地であります。

そこで、隣接する仮換地と一体で利用していただくことが適切だと判断し、施行規

事務局（堤） 定第7条第2項第3号及び保留地処分に関する規則第24条第2項の規定により、施行者が認めるものとして随意契約で処分を行う方針となりました。

随意契約の相手先は隣接する2つの仮換地の権利者とし、契約の相手先が複数となった場合は、保留地を分割した上で販売を行います。

今後の予定としましては、当該保留地の整備後の令和9年度から令和10年度に処分の手続に入る予定です。

以上で、議題1の報告を終わります。

田中会長 令和7年度使用収益開始及び保留地処分方針に関する説明が終わりました。ご質問等はございませんか。

それでは、議事を進めます。

議題（2）「事業計画変更（第3回）手続の進捗状況について」事務局から報告をお願いします。

事務局（堤） それでは、議題2「事業計画変更（第3回）手続の進捗状況」について、引き続き換地担当堤からご報告させていただきます。資料は、資料2事業計画変更（第3回）手続の進捗状況についてになります。早速ですが、スライド又は資料1ページをご覧ください。

まず、前回の審議会にて概要をご説明した、「事業計画書変更（第3回）説明会」についてご報告いたします。

開催日時は、令和7年10月4日（土）、8日（水）、10日（金）で、4日については、午前10時からの1回、その他の2日間は、午前10時、午後2時、午後7時と各日3回実施いたしましたので、計7回、開催いたしました。全て定刻に開始され、各回1時間前後で終了しております。

また、参加人数については、合計46名の方にご参加いただきました。そのうち、地区内の権利者の方は35名となっております。4日（土）午前10時からの回の参加人数が最多でして、12名の方にご参加いただいています。

続いて、主な質疑応答について、特に質問の多かったものに絞ってご報告いたします。

まずは1番、「延伸期間を7年間とするのは長すぎるのではないのでしょうか。本当に、その延伸期間内に事業が完了するのでしょうか。」というご質問について。

事業期間の延伸については、本質問以外にも、関係するものが複数件ございました。

市の回答としましては、ご迷惑をおかけしていることに対する謝罪及び、今後の施行方針については、概略施工計画図に則り施工を行っていくこと。また、計画通りの施行が困難になった場合には、その都度施工順序を見直し、進捗率の維持を心掛ける旨を回答いたしました。

2点目は、8番の「3号緑地が追加されておりますが、広場のような形で使用でき

事務局（堤）

るということでしょうか。」というご質問について。資料は2ページの、上から1段目になります。

市の回答といたしましては、本件については、市と市街地再開発事業の組合が連携して、3号緑地及び交通広場、再開発関係施設との調和を図りながら、整備を進めていく方針であること。具体的な内容や詳細については今後検討していく旨を回答させていただきました。

また、市街地再開発事業に関するご質問も複数件ございました。質疑の報告は割愛させていただきますが、お手元の資料に記載させていただきましたので、ご確認いただければと思います。

続いて、事業計画書第3回変更案の縦覧についてご報告いたします。実施期間は、令和7年10月3日（金）から同月の16日（土）までの、2週間で、場所は駅北口まちづくり事務所で行いました。なお、法律に基づき、和光市ホームページにも掲載を行ってございました。

縦覧者については、同時並行で説明会を開催していたことや、ホームページでの掲載を行ってございましたことから、事務所窓口にいらした方は0名でしたが、和光市ホームページの閲覧数は、59回でございました。

なお、令和7年10月3日から同月30日まで実施いたしました意見書提出期間において、1件の意見書の提出がございました。

内容は、事業施行期間の延伸に関するものです。

提出された意見書については、埼玉県都市計画審議会にて審査が行なわれましたので、その結果について続いて報告させていただきます。

埼玉県都市計画審議会の開催日は、令和8年2月6日（金）でございました。

審議の結果、「当該事業の施行者である和光市が責任をもって権利者へ対応すべき。そして個々の案件に応じて、丁寧に対応すべきである。」と意見を付けて採択すべきでないと決定されました。

よって、意見書が採択されませんでしたので、事業計画書は、原案どおり県へ認可申請を行うこととなりました。

しかしながら、付帯意見をいただきましたので、それに対する市の考えと今後の具体的な対応についてご説明いたします。

まず、市の考えとしましては、埼玉県都市計画審議会からのご意見を真摯に受け止め、権利者の皆さまに寄り添った丁寧な対応を続けながら、事業を適正かつ円滑に進めていきたいと考えております。この考えに基づき、対応の方法を大きく3点にまとめました。

1点目は、意見書を提出された方に直接ご説明を行い、延伸の必要性について理解を深めていただけるよう努めることです。

事務局（堤）

2点目は、意見者の方だけでなく、権利者全体に向けても、事業の進捗状況や施行順序の考え方などを適切に共有していくことです。

3点目は、継続的な取り組みとして、駅北口土地区画整理審議会での説明内容や議事録を「区画整理だより」や市ホームページを通じて広く周知し、事業の透明性を高めていくことです。

本事業は、権利者の皆さまのご理解とご協力なくして進めることはできません。今後とも、引き続きのご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、事業計画変更認可までの手続についてご説明いたします。

昨年10月に実施した事業計画書の縦覧および意見書の提出期間、そして令和8年2月6日の埼玉県都市計画審議会を経て、現在は2月中の認可申請に向けて手続を進めております。申請後は埼玉県による審査を経て、令和7年度内の認可取得を見込んでおります。

以上で、議題2「事業計画変更（第3回）手続の進捗状況」についての報告を終わります。

田中会長

説明が終わりました。ご質問等はございませんか。

それでは、議事を進めます。

議題（3）「換地設計基準及び換地設計の変更について」

事務局から説明をお願いします。

事務局（野本）

議題3の換地設計基準及び換地設計の変更について、換地担当野本から説明させていただきます。着座にて失礼します。

お手元の資料3換地設計基準及び換地設計の変更についてをご覧ください。同じ内容をこれから、画面に映しますので、そちらも合わせてご覧いただければと思います。

まず、換地設計基準及び、換地設計の変更を行う目的について説明します。

この度の事業計画変更により、再開発事業に関する範囲の設計図が変更され、それに伴い、仮換地を再指定するため、基準と設計を変更します。

なお、本日の審議会では、変更について概要やイメージについて説明させていただき、次回の審議会において、確定させたものを諮問事項として、諮らせていただきたいと思います。

こちらの図が変更のイメージとなります。画面左上が変更前、右下が変更後の仮換地のイメージ図です。両方の図面の赤枠の部分が、仮換地を変更する箇所です。また、変更後の図面で赤く塗られている部分が第1工区となり、再開発事業を行うエリアでございます。

事業計画変更により、宅地の位置が変更になったため、また、再開発事業に参加する権利者の換地を第1工区に集約するため、仮換地の変更を行うものです。そして、その設計変更のために、換地設計基準についても変更を行います。

それでは、まず、換地設計基準の変更について説明します。

今回の変更では、第1工区の換地について、新たにルールを定めるものです。第1工区は、再開発事業を行うエリアであり、換地の配置や形状について、特別な取扱いが必要になるためです。変更内容は、大きく4つございますので、説明させていただきます。

1つ目が、市街地再開発事業に参加する権利者の換地を第1工区に集約することです。

2つ目が、換地を短冊の形状とすることです。先程の図をもう一度映しますので、ご覧ください。第1工区の換地が、細長い形状となっていることが分かると思います。このように、短冊状に配置することで、全ての宅地が道路と接することができるためです。

3つ目が、小規模宅地でも減歩緩和をしないというものです。現行の基準においては、単独で利用できないような、小さな宅地については、減歩を緩和することとしておりますが、この変更では、第1工区全体を1つの敷地として利用するため、減歩緩和の必要がないため、しないものとします。

4つ目が、再開発事業区域の面積と、再開発参加者の換地面積の合計に差が生じるため、公用地で地積調整を行うこととします。先程の図をもう一度映しますので、ご覧ください。今回の事業計画変更では、変更前後で宅地全体の面積が変わりません。すなわち、両方の図面の、赤枠の面積が同じとなります。そのため、元の換地を、並べ替えるようにして、変更後の図面の中に配置していくと、本来は、ぴったりと、収まると考えられますが、道路配置が変わったことにより、土地の評価が変わることや、減歩緩和を行わないことより、換地面積に変動が生じるため、結果として、再開発事業区域の面積と、再開発参加者の換地面積の合計に差が生じることになるため、その差を、市の換地で調整します。その調整により、和光市の換地が本来よりも、大きくなりますので、その分を清算金として、換地処分時に和光市が金銭を支払うこととなります。これについては、簡潔に申し上げますと、第1工区に隙間が生じるためそれを和光市の換地で埋めると言うこととなります。

実際の換地設計基準の変更案についても、お手元にお配りしておりますので、ご参考にしていただければと思います。A4縦の右上に参考と書かれたものです。

次に、換地設計の変更について説明します。先程、説明しました、換地設計基準に基づき、仮換地図と、調書を変更します。この審議会で、提示している、仮換地図については、短冊換地のイメージとなります。これは、あくまでイメージ図ですので、今後、それぞれの宅地の実際の面積を反映させた、換地設計案を作成し、次回の審議会で諮問事項として諮らせていただきたいと思いますと考えております。

最後に、今後の予定について説明します。

事務局（野本） まず、令和8年3月に、事業計画変更が認可される見込みとなっております。
そして、5月に、審議会にて、先程説明した換地設計基準・換地設計について、諮問させていただき、決定したいと考えております。
次に、7月に、再度審議会にて、換地計画について、諮問させていただいた上で、策定させていただきたいと考えております。この換地計画については、先ほど説明した換地設計について、県の認可を受けるためのものとなります。本来、換地計画は最後の換地処分の際に策定するものですが、途中で、再開発事業を施行する場合、権利者を確定させるために換地計画に基づく、仮換地が必要となるため、今回この計画の策定が必要となります。

次に、8月に、この換地計画の縦覧を経て、同じく、8月に、換地計画の認可申請を行いますそして、9月に、県からの認可を頂く予定となっております。最後に10月に審議会にて諮問させていただいた上で、現行の仮換地指定を取り消し、新たに指定を行う予定となります。この、仮換地指定は、先ほど説明した、換地計画に基き行います。

以上が、換地設計基準及び換地設計の変更についての説明となります。ありがとうございました。

田中会長 説明が終わりました。ご質問等はありませんか。
齊藤委員 第一工区に入る権利者については、既に説明済みという認識でよろしいでしょうか。

事務局（児島） 高度利用化推進担当の児島と申します。
こちらに関しましては、現在再開発の準備組合を設立していて、その準備組合の中で今後の換地についてご説明した上で、皆様から同意をいただいているという状況です。

齊藤委員 わかりました。
田中会長 他にご質問ございますでしょうか。
それでは、次の議題に進みたいと思います。
議題（4）につきましては、個人情報が含まれるため、審議会の議決により非公開となりましたので、ここからは非公開で行います。傍聴者の方につきましては、ここで退席をお願いいたします。

（傍聴者退席）

議題（5）審議内容については非公開

以下、議題（5）審議終了後

田中会長 それでは、以上で本日の議題は全て終了いたしました。
ここで、前回審議会でご意見のあった用途地域の変更について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（野本）

それでは、前回の審議会でもいただいた用途地域等に関するご質問への回答を申し上げます。

画面に映しているものは、和光市の都市計画図です。駅周辺を拡大しますが、赤く塗られているところが、商業地域です。それ以外が、住居系の用途地域となります。

まず、結論から申し上げますが、本事業においては、商業地域の拡大や容積率の変更といった都市計画の変更は行わない方針です。その理由を説明させていただきます。

まずは、これまでの経緯として、平成25年度の事業計画変更の際に、権利者の皆さまの意向調査を踏まえ、商業地域を設定しております。今後、権利者の方々から用途地域や容積率の変更の要望があった場合においても、変更することで事業に様々な問題が生じるため、変更はできないと考えております。

その問題の一つとして換地設計への影響です。住居系の用途地域を商業地域へ変更したり、容積率を引き上げるような都市計画変更を行うと、関係する土地の評価が大きく変わります。これらの土地については、評価の上昇分に応じて減歩を増やす必要が生じます。そのため、現在の換地設計を前提から見直し、全体をやり直すような大幅な変更が必要となります。

このような変更は、現在の事業の進捗状況や合意形成の観点からも実施することができない状況であると考えております。

次に、すでに建築されている建物への影響もあります。

用途地域を変更すると、現行の住居系の用途地域を前提として建築された建物が、用途変更後の基準に適合しなくなる、いわゆる既存不適格となる可能性があります。

さらに、商業地域であればより大きな規模の建物を建築できるにもかかわらず、現在の用途地域や容積率を前提に既に建築している方にとっては、結果として不利益が生じることになります。

さらに、道路配置の変更に関するものです。

都市計画の基準等により商業地域と住居系の地域のさかい目には8メートル道路を設置する必要があるため、用途地域を変更するためには、既に施工された道路をやり直したり、宅地となっている場所に新たに道路を整備する必要が生じ、工事や移転への影響が非常に大きくなります。そのためこのような大規模な道路配置の変更は、現実的に実施することはできないと考えております。

こうした点から、用途地域の変更は事業全体に大きな支障をきたすため、実質的に困難であるという判断になります。

以上が、用途地域の変更等に関するご質問に対する説明となります。

田中会長

事務局の説明が終わりました。

ご質問等があればお願いいたします。

齊藤委員 道路配置の変更による工事・移転への影響について、もう一度説明をお願いします。

事務局（野本） 図面をご覧くださいませでしょうか。現在の商業地域は、北口駅前線と、区8-1号線、区12-1号線、区8-2号線という道路に囲われた範囲で設定されております。これは、商業地域と住居系地域を分けるために、大きな道路を設置しないといけないという技術的基準に基づいてこの形とさせていただいております。

仮に、現時点で商業地域を変更するために道路設計を変更することとなると、既に使用収益開始がなされた土地があったり、供用開始された道路の利用を再度停止して進めることとなりますので、現実的に難しいと判断させていただきました。

齊藤委員 そのような決まりがあったのですね。わかりました。

田中会長 よろしいですか。

それでは以上で会議を終了といたします。ありがとうございました。

最後に、次回の議会日程等について、事務局から説明をお願いします。

事務局（柳下） 次回の審議会は、5月頃を予定しております。改めて日程調整のご連絡を差し上げますので、よろしく願いいたします。

また、本日配布をさせていただいた資料1-2参考資料の「使用収益開始箇所図」及び資料4-1「仮換地指定に関する調書（施行者限りの処理）」及び、資料4-2「仮換地指定図」は、個人情報が含まれる為、回収いたします。

回収した資料は事務所にて保管しておりますので、改めてご覧になられたい場合は、事務所までご連絡ください。

本日はありがとうございました。

清水委員 最後に一つ、質問してよろしいでしょうか。

田中会長 はい。

清水委員 先程工事に一部遅れが出ていると伺いましたが、全体の計画に影響はありますか。

事務局（柳下） ございません。先日お示しをした概略施工計画図の通り進んでおります。

清水委員 わかりました。